

実施方針に関する質問に対する回答

	質問	回答
1	体育館建設に伴う造成工事が事前に行われるようですが、農地転用・開発許可等の申請業務は、市の業務と考えてよろしいのでしょうか？	農地転用は市が申請済みです。開発許可等の申請業務は民間の業務となります。
2	設計・建設の業務項目に外構計画が含まれていませんでしたが、民間の提案による計画可能な部分はあるのでしょうか？	提案者において外構計画が必要な範囲については一次募集要項で公表予定です。
3	- 1 - (2) - 2) - 市の要求性能を満たす総合体育館の設計については、弊社は鋼管構造の採用を考慮しておりますが、一次募集要項の中で具体的に示されているのでしょうか？	総合体育館の設計に係るより詳細な要求水準は一次要項で開示予定です。
4	現在既に共用が開始されている運動公園について、前の運営者の方との関係は何か残るのでしょうか。	運動公園について、前の運営者との関係は残りません
5	運動公園の利用状況について利用日数・時間帯・利用者数及び利用料収入の過去5年のデータを公示して頂けますか。また、総合体育館においては運動公園同様、予想利用数値を教えてくださいませんか。	運動公園の利用状況については、一次募集要項で公表予定です。
6	運動公園について開設以来の運営実績や利用状況の資料などを開示戴きたいのですが？	運動公園の利用状況については、一次募集要項で公表予定です。
7	P.1 2)PF事業の範囲「運動公園の維持管理・運営業務委託」について貴市の方での現在の委託先はどちらでしょうか？また、事業実施にあたり現在の委託先に対してPF事業者は何らかの配慮が必要となるのでしょうか？	運動公園の現在の委託先は(財)加古川スポーツセンターです。同財団への特段の配慮は不要です。
8	総合体育館の大規模修繕の見積額は、建物代金及び維持管理・運営業務委託費と同時に提案することとなっているにも関わらず、発注は別途としている理由をお聞かせください。	大規模修繕については、二次提案書で提出した大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。
9	運動公園にあるメインスタンド等既存施設の大規模修繕は、市が独自にされるのでしょうか？	運動公園にあるメインスタンド等既存施設の大規模修繕は、市が独自に行う予定です。
10	大規模修繕に関して、修繕時期(年度)、修繕項目及び仕様(事業期間終了後の瑕疵担保期間等)はPFI事業者で想定した内容で良いのでしょうか。	大規模修繕に関して、修繕時期(年度)、修繕項目及び仕様はPFI事業者でご提案いただいた内容となります。瑕疵担保期間は協議によります。
11	- 1 - (2) - 2) - 大規模修繕について別途、市から発注するということは、修繕の都度の発注、契約と考えてよろしいですか。それとも二次提案書で提出した大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を取るのでしょうか。	大規模修繕については、二次提案書で提出した大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。
12	大規模修繕の契約時期は大規模修繕が必要とされる直前となるのでしょうか。その場合は提案時の見積りと内容金額の変更が予想されますが、変更後の金額で契約されるのでしょうか。	大規模修繕については、二次提案書で提出した大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。

13	運營業務に含まれる、市民へのスポーツ教室等の提供業務』は、SPCにとって収益事業という位置づけでしょうか、または維持管理業務や、施設の利用受付等と同様に、この業務も含めて維持管理・運營業務受託費としての位置づけでしょうか。	運營業務に含まれる、市民へのスポーツ教室等の提供業務』は、維持管理業務や、施設の利用受付等と同様に、維持管理・運營業務受託費としての位置づけとなります。
14	維持管理・運營業務の中には、体育館や運動公園で開催される競技大会時の費用（臨時の誘導員や清掃員、警備員）も含まれるのでしょうか。もし、含まれるとすれば、競技大会の規模、開催日、警備・誘導員の要求水準等をご指示下さい。	市が運営を委託する競技大会開催時の臨時費用は別途委託費となります。
15	実施方針 P1 -1-(2)-2- 対象施設の事業期間中の維持管理・運營業務について 総合体育館については市は施設を所有されることになっていますが、運営開始に伴い必要となる水道光熱費は、市が負担されるという理解で宜しいでしょうか。	総合体育館の運営開始に伴い必要となる水道光熱費は、民間の負担となります。
16	実施方針 P1 -1-(2)-2- 対象施設の事業期間中の維持管理・運營業務について 運營業務に料金徴収代行業務とありますが、これは総合体育館および運動公園の利用料収入は、市に帰属しPFI事業者にとっては「預り金」という扱いになるという理解で宜しいでしょうか。	総合体育館および運動公園の利用料収入は、市の歳入となります。
17	総合体育館の利用受付は、供用開始の数ヶ月前から前倒しで実施しても良いという理解で宜しいのでしょうか。	総合体育館の利用受付は、総合体育館設置管理条例の規定に沿って実施します。
18	実施方針 p2 .大規模修繕について 事業者の維持管理業務に一般的かつ経常的な修繕業務が含まれる場合、この大規模修繕との明確なすみ分けが募集時に明示されないとなしと提案時の入札金額にばらつきが生じます。別途発注される大規模修繕と一般的経常的な修繕業務のすみ分けを如何お考えなのかお示しください。	大規模修繕と一般的経常的な修繕業務のすみ分けの基準については一次募集要項で公表予定です。
19	実施方針 p2 .大規模修繕について 大規模修繕に関する修繕費用及び修繕計画（時期）は、二次提案時に事業者側が提案として提出したものがベースとなり契約されるのでしょうか。それとも、貴市が必要と判断した時期に事業者側に計画と費用を提出させ、別途協議の上契約が結ばれると考えればよいのでしょうか。 大規模修繕の発注方法について具体的にお願いします。	大規模修繕については、二次提案書で提出いただいた大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。
20	【実施方針 2頁】既設の運動公園について、過去 3年程度の運営実績表と管理費等を含めた収支書を開示されますでしょうか。	運動公園の利用状況については、一次募集要項で公表予定です。
21	実施方針 P2 総合体育館の大規模修繕については別途、市からPFI事業者へ発注するものとする。」とありますが、大規模修繕はPFI事業に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	大規模修繕については、二次提案書で提出いただいた大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。
22	1.-(2)-2)では、大規模修繕については別途、市からPFI事業者へ発注する」とありますが、同-3)では 総合体育館の大規模修繕の見積額について提案する」となっています。この場合、大規模修繕に係わるコストは提案額をもって固定されてしまうのでしょうか、若しくは、大規模修繕が提案により想定される時期の 1～2年程度前に、提案コストを基に物価上昇率や周辺の施工環境等を勘案して協議し、決定するのでしょうか。	大規模修繕については、二次提案書で提出いただいた大規模修繕に要する見積額に基づく長期包括契約の形を予定しております。

23	大規模修繕に係わる見積は、総合体育館のみで、運動公園については不要でしょうか。	運動公園について大規模修繕に係わる見積は不要です。
24	日常修繕的な小修繕費は一般的には、維持管理費に含まれると思われませんが、今回の場合、日常修繕とすれば業務受託費に含まれ、大規模修繕とすれば別途経費となるスキームになっておりますので、大規模修繕と日常修繕の区分けが必要になります。この区分け基準をご指示下さい。	大規模修繕と一般的経常的な修繕業務のすみ分けの基準については一次募集要項で公表予定です。
25	実施方針 p1.事業内容について 総合体育館の設計、建設ならびに対象施設の維持管理・運営業務は、一体のものとして契約は一本化されるのでしょうか。	契約書案は一次募集要項で公表します。
26	- 1 - (2) - 2) 「運営業務には施設の利用受付 - - - 提供業務を含むものとする。」とありますが、既設の運動公園ですで行われているスポーツ教室等の提供業務がございましたら、ご教授下さい。また、それらの既存提供業務は、今回のPFI事業に伴い全てを事業者の運営に委ねることとなるのか、一部の提供業務は公共側で引き続いて実施されることとなるのかもお示し下さい。	既存のスポーツ教室の内容は一次募集要項で公表いたします。
27	実施方針 p2.建物代金について 本事業は国庫補助の対象にならないのでしょうか。	現時点では不明です。
28	P. 2 3)PF事業の収入「大規模修繕見積額の提案」について民間事業者が提案した大規模修繕の見積額より実際の修繕コストが増大した場合、その超過分については民間事業者側の負担となるのでしょうか？	超過分については民間事業者側の負担となります。
29	事業方針P.2 3)PFI事業者の収入において、大規模修繕の見積額について提案...とあります。大規模修繕の算定期間は事業期間中(供用開始後20年間)のみのご修繕費用のご提案でよろしいのでしょうか。	大規模修繕の修繕費用については事業期間中(供用開始後20年間)のみのご提案となります。
30	1 (2) - 3)PFI事業者の収入 運営受託費の内、施設の利用受付、料金徴収代行業務、スポーツ教室の開催等については、一定の運営受託費が確約されているものと理解いたしますが、施設の活用促進を図るための民間事業者の創意工夫 提案事業の部分についても、市の承認頂いた内容については、市の運営リスクで実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	施設の活用促進を図るための民間事業者の創意工夫 提案事業の部分については民間のリスクになります。
31	- 1 - (2) - 3) PF事業者の収入 割賦金の契約において、事業者が保有する割賦債権を資金調達のために譲渡担保として金融機関に提供することは可能でしょうか。	一次募集要項と同時に公表する契約書案に記載いたします。
32	PF事業者の収入について、利用者の多寡が、維持管理費の査定に影響を及ぼすことはないと考えますが、いかがでしょうか？ また、「PF事業者の収入は、建物代金(割賦金)及び維持管理・運営業務受託費からなる。」と記載されており、6ページの「3.監視」には「維持管理及び運営業務の内容の確認」と記載されていますが、維持管理・運営の不備により、受託費の支払が減額されることもあり得ると思われませんが、割賦代金にまで減額が及ぶこともあるかについて、ご教示願います。	利用者の多寡が、維持管理費の査定に影響を及ぼすことは原則ありません。また、維持管理・運営の不備により、受託費の支払が減額される場合にも、割賦代金にまで減額が及ぶことは原則ありません。
33	提案事項となっている建物代金、維持管理・運営業務受託費及び大規模修繕の見積り額については、支払い額の上限等は公表されないのでしょうか。	市が事業を行った場合の建物代金、維持管理・運営業務受託費及び大規模修繕の見積り額の合計額を特定事業選定時に公開予定です。
34	PF事業者は、対象施設の中で収益事業を行うことは可能でしょうか。もし、行うことが出来るとすれば、その条件や規制はどのような内容でしょうか。	可能です。条件等に関しては一次募集要項で公表いたします。

35	募集の方法に関して、優先交渉権者に選定されたPF事業者が、提案書にて提案した内容が、市からの要求により変更する場合がありますでしょうか？また、もし変更する場合は、市から受け取るサービスの対価額を市と事業者とで協議を行うと云うことでよろしいのでしょうか。	原則、変更はありません。変更が生じた場合には協議を行います。
36	- 1 - (2) - 3) 運営段階で発生する総合体育館、運動公園の維持管理 運営業務受託費からなる。」とありますが、既設の運動公園で既に実施されている各種維持管理業務及び運営管理を実施している方はどなたなのでしょうか？PFIの本質からいえば総合体育館との一体的な維持管理を実現すべきとは存じますが、もし、今回のPFI事業化にあたって再雇用等の必要性があるのでしたらお示し下さい。	現在の運動公園の業務受託者は(財)加古川スポーツセンターです。また再雇用の必要はありません。
37	実施方針 p2 .事業者の収入および活用促進について事業者が、実施方針にあるような維持管理 運営業務受託費を算出する際および活用促進の提案を作成するにあたり、これまでの既存運動公園の運動科目ごとの月別稼働率や月別利用者数などのデータの公表が重要なポイントになります。かようなデータの公表はなされると考えて宜しいのでしょうか。また、公表の時期が二次募集要項発表時点では遅いと懸念いたします。一次募集要項と同時に公表されると考えて宜しいのでしょうか。	一定の内容は一次募集要項で公表いたします。
38	活用促進策を検討するために、加古川市所有の既存体育館及び隣接の運動公園の使用状況(利用予定表のようなもの)を公表して頂けないでしょうか。	一定の内容は一次募集要項で公表いたします。
39	「PF事業者は、総合体育館、運動公園の活用促進を図るための提案を行うこと」とされているが、活用度が増せばそれだけ維持管理 運営費も増し、見積額が高くなると考えられるが、審査ではどのように判断されるのでしょうか。	審査基準を募集要項で公表します。
40	総合体育館 運動公園の活用促進について、P2(2)4)の中に創意工夫を設計に盛り込むとありますが、ハード面・ソフト面での設計と捕らえた方がよろしいでしょうか。又、活用促進についてスポーツ以外での公共側として何らかの規制があるのでしょうか。	ハード面・ソフト面での設計とご理解下さい。イベントの開催に関しては公序良俗に反する恐れがある場合等に制約が発生します。
41	(2) - 4) 体育館に賑わい施設やレストランなどの設置についての市の考え方について御教示ください	スポーツを通じた交流スペースや便益施設として飲食施設等を想定しています。
42	実施方針にあります「見るスポーツ」の観点から推察しますと、各種イベントの開催などの提案も想定できると思います。イベントの内容は、公共性の高いイベント(例えば、市民スポーツ大会の開催等)から興業的な要素の強いイベント(プロレス等)まで、幅広く検討出来ると思いますが、民間事業者からの提案があった場合、公共性の観点からイベントの範囲は制約されるのでしょうか。	イベントの開催に関して公序良俗に反する恐れがある場合等に制約が発生します。
43	総合体育館、運動公園の活用促進のための創意工夫とは、イベント等の開催の事を言うのでしょうか。それとも施設の工夫の事を言うのでしょうか。	両方をさします。
44	総合体育館には、売店や自販機コーナーは必要ないでしょうか。	必要と考えております。
45	総合体育館や運動公園において、入場料や観戦料等に類するものを徴収して行われる「民間業者による企画イベント」の場合、当該主催者からの施設使用料は通常の使用料(市民が使用する場合の料金)に一定の割増を行い徴収する必要はないのでしょうか。	PFI事業者が行う活性化イベント以外の興業に類する企画・イベントの場合、当該主催者からの施設使用料は通常の使用料(市民が使用する場合の料金)に一定の割増を行い徴収する必要があります。

46	実施方針 p5 . 活性促進策について 事業者により提案される「活性促進策」についても、事業者自らの負担及び独立採算によるものではなく、「運營業務受託費」の部分にするものと理解して宜しいでしょうか。	イベント等の活性促進策については原則独立採算となります。
47	実施方針書全般 現在、貴市が主催及び後援されている、スポーツ及び文化イベントの内容及び稼動状況を御教授ください。	一定の内容は一次募集要項で公表いたします。
48	- 1 - (2) - 4) 民間事業者は施設利用に関しては、料金徴収代行という立場ですが、その際、利用率に応じた運營業務料の上乗せ支給というは考えられるのでしょうか？	利用率に応じた運營業務料の上乗せ支給を想定しております。
49	- 1 - 4) PFI事業者による総合体育館、運動公園の活用促進において、当施設内にて当社製造のミネラルウォーター（深層水）をはじめスポーツ関連商品を販売するコーナーを設置したく思いますが問題はありませんかでしょうか？	可能です。条件等に関しては一次募集要項で公表いたします。
50	維持管理 運營業務については事業期間終了時にPF事業者へ再委託される場合があるとのことですが、それは終了時点での協議事項となるのでしょうか。	終了前の一定時点での協議となります。
51	実施方針 p2 . 事業期間終了時の措置について 事業期間終了後、市は総合体育館、運動公園の維持管理及び運營業務について、PFI事業者へ再度委託する場合があります」とありますが、 これは、本件応募における必要条件と捉えるべき事項でしょうか。 再度委託される主体が、PFI事業者ではなく、PFI事業者の中の構成員（あるいは協力企業）である「運営企業」となることも考えられるのでしょうか。	必要条件ではありません。再委託の条件については未定です。
52	実施方針P.2 (3) 事業実施のスケジュール（予定）において、平成14年12月の事業契約締結、平成17年4月供用開始とあります。契約締結から供用開始までを、建物の設計、建設工事、供用開始までのSPCの準備期間と考えて、事業者で各々の期間を設定することは可能でしょうか。または、この期間中にSPC以外の準備期間や設計着手までの協議期間、地元住民への説明調整期間等が必要なのでしょうか。もしそのような業務期間が必要であれば、その内容と期間をご提示下さい。	契約締結から供用開始までを、建物の設計、建設工事、供用開始までのSPCの準備期間と考えて、事業者で各々の期間を設定することは可能ですが、市と一定の協議期間が必要になる場合があります。
53	実施方針 p2 . 事業実施のスケジュールについて 供用開始時期が平成 17年 4月となっているのは、応募の絶対条件と捉えるべきものでしょうか。それとも、優先交渉者決定後に貴市と民間事業者の間で、それよりも早くしたり遅くする等の協議できる余地があると考えて宜しいのでしょうか。	供用開始時期は平成 17年 4月を想定しております。
54	今回の事業での公共で実施した場合の事業費及びPFI事業実施に期待する、VFMの公示は行うのでしょうか。もし行われるとすれば詳細内容を公示して頂けますか	特定事業選定時にはPSCおよびVFMを金額で公開予定です。
55	【実施方針 3頁】(2)現在価値への換算について、割引率はどの程度でお考えでしょうか。	割引率は4%を想定しております。
56	実施方針 p3 . 現在価値への換算について 割引率は何%に設定されるのでしょうか。	割引率は4%を想定しております。

57	<p>実施方針 p3 .特定事業の結果の公表について 特定事業の選定の時期までに市にてVFMの検証をされるはずですが、特定事業選定の公表の際にVFMを公表される予定ですか。 また、検証されたVFMに基づきPFI予定価格に関する長期債務負担行為の設定は行われたいのでしょうか？行われない場合、募集者は債務負担行為の設定という担保がないままの応募参加となり、形式上のリスクが残ったままとなります。是非とも特定事業の選定期間における債務負担行為の設定するものと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>債務負担行為は優先交渉権者決定後、契約交渉開始時までに設定する予定です。</p>
58	<p>実施方針 p3 .特定事業の結果の公表について 過去のPFI事業において、VFMが単なる百分率で公表されるにとどまり PSCの金額やVFMの金額が一切公表されないケースが見受けられました。 本事業に係わる応募費用は民間側の全負担となっているようですが、かかる負担を最小限にとどめる意味においても、PSC及びVFMの金額が公表されることは有意義であり、是非とも金額の公表をして頂きたいと考える次第ですが、市は如何なされるご予定でしょうか。</p>	<p>特定事業選定時にはPSCおよびVFMを金額で公開予定です。</p>
59	<p>実施方針 p3 .募集の方法について 本件は「公募型プロポーザル方式」を採用されるとありますが； 契約書案に匹敵する条件規定書など、募集要項公表までに開示されるものと理解して宜しいのでしょうか。 条件規定書などの内容は、優先交渉者決定後、貴市との協議如何によって変更可能なものであると理解して宜しいのでしょうか。 提案に付される見積り額は、優先交渉者決定後、貴市との協議如何によって変更可能なものであると理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>契約書案は一次募集要項時に公開します。 原則変更はありません。 原則変更はありません。</p>
60	<p>実施方針 p5 .審査について 一次、二次とも審査結果の公表はなされると理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>一次、二次とも審査結果を公表します。</p>
61	<p>実施方針 全般について 優先交渉者に選定された後でも、一定の条件のもと事業辞退の機会が与えられると理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>優先交渉者に選定された後でも、一定の条件のもと事業辞退が可能です。</p>
62	<p>各項目の配点内容・VFMの数値なども公表されるのでしょうか。</p>	<p>審査基準は募集要項で公表いたします。特定事業選定時にはPSCおよびVFMを金額で公開予定です。</p>
63	<p>「(仮称)加古川市立総合体育館整備PF事業審査委員会」の構成については募集要項にて公表されるのでしょうか。</p>	<p>一次募集要項で公表予定です。</p>
64	<p>審査員は事前に公表されるのでしょうか。</p>	<p>一次募集要項で公表予定です。</p>
65	<p>- 1 - (3) 審査委員会の構成員は具体的に公表されるのでしょうか？</p>	<p>一次募集要項で公表予定です。</p>
66	<p>一次提案では、プレゼンテーション(提出提案書の説明)は行うのでしょうか。</p>	<p>二次でプレゼンテーション(提出提案書の説明)を予定しております。</p>
67	<p>- 1 - (5) 二次審査の審査事項 市の財政負担の総額については、二次提案書の記述すると解釈されますが、一次提案書においては建設コスト等の価格についての条件提示は不要ですか。もし必要であればどの程度の精度が要求されますか</p>	<p>一次提案書においては建設コスト等の価格についての条件提示は不要です。</p>

68	審査委員会のメンバー、審査基準、事業契約書の具体的内容は、いつ開示されるでしょうか。	一次募集要項で公表予定です。
69	実施方針 p4 .選定の日程について一次審査通過後、二次審査受付前に提出辞退届の機会は設けられますでしょうか。	一次審査通過後、二次審査受付前に提出辞退届を出すことは可能です。
70	PF事業者たるものの条件(たとえば、構成員の出資によるSPC等)が提示されていませんが、追って提示があるものと考えてよろしいでしょうか。	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。)
71	P.4(2)「応募者の構成」についてSPC(特別目的会社)の設立は必要要件ではないのでしょうか?	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。)
72	応募者の構成は最低限、設計企業、建設企業、運営企業を含むと解釈して、この他の企業とも構成することは可能でしょうか。	可能です
73	- 2 - (2) 応募者の構成 複数の企業の共同とすることも可能とありますが、グループとして選定されて契約締結にあたる際は、グループではなく法人格を有している必要があると考えられます。この法人(SPC)の設立の要件については、どう考えられていますか。	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。)
74	応募者の構成員について、審査途中での追加・変更は可能でしょうか。	原則不可とお考え下さい。
75	市との契約にあたってはSPCを設立する必要はないと考えてよいでしょうか。	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。)
76	PF事業者は、事業を担当するSPC(特別目的会社)を設立することは、必要でしょうか。もしくは、SPCの設立は前提としていないのでしょうか。SPCを設立する場合、構成員は、全員の出資が必要でしょうか。また、当事業にプロジェクトファイナンスを適用することは可能でしょうか。(行政側とダイレクト・アグリーメント等の契約締結は可能でしょうか)	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。また、本事業にプロジェクトファイナンスを適用することは可能で行政側とダイレクト・アグリーメント等の契約締結も可能です。
77	実施方針 p4 .応募者の構成について構成員と協力企業のすみわけが明確になっていないと思います。設計企業、建設企業、運営企業全てが「それぞれ一企業であれ、複数の企業の共同であれ」応募者の構成員でなければならないという意味なのでしょうか。それとも、各企業体は応募者の協力企業であってもよいと理解して宜しいのでしょうか。	設計企業、建設企業、運営企業が構成員に含まれている必要があります。構成員以外の協力企業として設計、建設、運営等の各業務を行う企業も参加可能です。
78	実施方針 p4 .応募者の構成について実施方針に「SPC」に関する記述がありませんが、公共サービスの継続的提供の担保や民間出資者との倒産隔離において、事業主体をSPCとする必要性があると言われております。過去のPFI事業においても、「PFI事業者は1社ないし数社で構成されるSPC(株式会社等)とする」と条件を明示したケースが多くあります。本実施方針において「SPC」の記述がないのは、事業主体はSPCでもSPCでなくとも構わないと理解して宜しいのでしょうか。	SPCの設立が必要になります。(出資等の条件は一次募集要項で公表予定です。)

79	実施方針 p4 .応募者の構成について (構成員の意味) PFI事業者を複数の企業の出資により設立する会社組織とする場合、構成員はその会社に出資するもの」という意味になるのでしょうか。それとも、構成員とは出資如何に関係なく応募者に名を連ねる以上は全て構成員」として捉えれば宜しいのでしょうか。	応募者に名を連ねる企業が構成員ですが、名を連ねない出資者、実績等の審査の対象とならない協力企業等も存在可能です。
80	応募者の応募資格として、運営企業には体育施設の運営実績または運営受託実績を有していることとされていますが、ここでいう体育施設とはいかなるものか、何らかの条件をお考えならお示ください。	体育の実施に関連する施設は全て体育施設となります。ただし運営企業の体育施設の運営実績として提示された内容は一次審査の対象となります。
81	P 4(3)の運営企業について体育施設の運営実績及び運営受託実績とありますが、公共で考えられている内容 品質等提示して頂けますか。又、現状の運営状況を公示して頂けますか。	体育の実施に関連する施設は全て体育施設となります。ただし運営企業の体育施設の運営実績として提示された内容は一次審査の対象となります。
82	運営企業の実績として、「体育施設」の内容に制限はありますか。(たとえば、プール事業の運営実績だけでは不可である。等) また、運営年数などの制限はありますか。	体育の実施に関連する施設は全て体育施設となります。ただし運営企業の体育施設の運営実績として提示された内容は一次審査の対象となります。
83	応募者の応募資格に「運営企業は公営 民営 (自社所有を含む) を問わず体育施設の運営実績または運営受託施設を有しており」と記載されておりますが、フィットネスクラブ等の運営も含まれるのでしょうか。	体育の実施に関連する施設は全て体育施設となります。ただし運営企業の体育施設の運営実績として提示された内容は一次審査の対象となります。
84	実施方針 p5 .応募者の応募資格について (3) の 4) 項に該当するのは、(株)地域経済研究所のみでしょうか。それ以外に存在する場合は、本質疑の回答書に是非ともご開示願いたくお願いいたします。	現時点では、(株)地域経済研究所が該当します。
85	実施方針 p4 .応募者の応募資格について 設計企業、建設企業、運営企業に係わる応募資格の記述に、それぞれ「複数の場合は、いずれも」という記述がありますが、これは協力企業としての位置付けであっても同様な資格が要求されると理解すれば宜しいのでしょうか。それとも、SPCへの出資など何らかの構成員たる条件が規定された上で、構成員のみに科される資格と理解すれば宜しいのでしょうか。	SPCへの出資など何らかの構成員たる条件が規定された上で、構成員のみに科される資格とご理解下さい。
86	P. 5 (4) 「総合体育館、運動公園の活用促進策」について貴市の方でイメージされている活用促進とは具体的にどのようなものでしょうか。(サービス内容・集客人数等) また、集客施設等他の施設の設置は可能なのでしょうか? 貴市の方である程度の想定 (前提・大枠) がないと検討の幅が大きすぎるため、民間事業者側も対応が難しいと考えます。	市の委託する競技大会開催等以外のイベントの開催、市が委託するスポーツ教室以外のスポーツ教室等の開催、体育館閑散時間帯の稼働率向上のためのプロモーションなどを想定しておりますが、これら以外の提案も可能です。また、体育館外に集客施設を民間が建設することは法規上困難と考えております。
87	P. 5 (4) 「体育施設の設計 建設 運営に関する実績」について体育施設の設計 建設 運営に関する実績とは具体的にどのようなものでしょうか?	体育の実施に関連する施設は全て体育施設となります。ただし運営企業の体育施設の運営実績の内容は一次審査の対象となります。

88	- (4)- 一次審査の審査事項にて体育施設の設計建設等とありますが、官公庁の実績に限られるのでしょうか？	官公庁の実績に限りません
89	一次審査の審査事項の「資金調達及びリスク分担の考え方」について、資金調達については、プロジェクトファイナンス以外の提案も受け入れられるのでしょうか？また、その理由も合わせてお聞かせください。	資金調達については本事業に適合した融資方法のご提案を想定しております。
90	一次提案で求められている資金調達の考え方について、具体的な程度・内容をご提示頂けないでしょうか。	審査基準を1次募集要項で公表します。
91	【実施方針5頁】一次提案にて、平面設計図等提出する必要はございますでしょうか。(募集要項配布より一次提案までは期日が少ないので早期に計画を開始する必要があると思われる)	一次提案では、平面設計図等を提出する必要はありません。
92	一次審査では提案書の内容をどのように定量的に評価、審査をされるのでしょうか。また、審査結果・内容は二次提案前に公表されるのでしょうか。具体的にお教えください。	審査基準を一次募集要項で公表します。審査結果を二次提案前に公表いたします。
93	一次審査の段階で、概略的なプランや割賦金、費用、大規模修繕費の概算を提案することは必要でしょうか。一次審査の結果が、二次審査に影響を与えるのでしょうか。	一次審査の段階で、概略的なプランや割賦金、費用、大規模修繕費の概算を提案することは必要ありません。二次提案の内容は一次提案の内容と整合している必要があります。
94	実施方針 p5 .選定基準について 一次審査の審査事項ならびに二次審査の審査事項において、選定基準に関する記述がありませんが、それぞれにおいて募集要項で選定基準が具体的に明示されると理解して宜しいのでしょうか。また、客観的に判断できる内容のみならず定性的に判断される事項に関する選定基準も是非とも明確にお示しくださるようお願いいたします。	審査基準を募集要項で公表します。
95	実施方針 p5 .一次審査について 「一次審査通過者の数が最大5程度とする」とありますが、一次審査に通過しなかった者に対する落選理由の説明措置はどのように取られる予定でしょうか。	講評を公表する予定です。
96	二次審査について、PFI事業契約とは別途締結される大規模修繕の見積額を市の財政負担の総額に含めることとされていますが、別途契約される大規模修繕の契約金額と同じであると理解して宜しいのでしょうか。	そうご理解下さい。
97	【実施方針5頁】 - 1 基本的考え方について、建物竣工後、市が体育館を買い取ることとなっておりますが、支払割賦金は事業期間20年間にわたると考えて宜しいでしょうか。或いは期間が短縮される可能性はございますでしょうか。	割賦期間は20年です。短縮予定はありません。
98	「III. PF事業者の責任の明確化等、・に関する事項」の「1. 基本的考え方」について、「市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については、別途PFI事業者と協議の上、市がリスクを負担する。」とありますが、PFI事業者がリスクを負うべき事項については事業者がリスクを負担する以上、市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項について協議の必要性を見出せませんか？	市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については原則、市がリスクを負担します。市民がリスクを負担し合うものについては協議が必要と考えます。
99	「III. PF事業者の責任の明確化等、…に関する事項」の「3. 監視」について、「監視の方法等については事業契約において定める。」となっておりますので、事業契約の案が、募集要項とともに公表されると理解してよろしいのでしょうか？	1次募集要項で契約書案を公表します。

100	<p>実施方針 p6 .監視について 応募に向けたファイナンスを組成するにあたり 建設工事期間、維持管理 運営期間それぞれにおけるモニタリングとそれに関連する事業者へのペナルティーのあり方が非常に重要な判断要素となります。 本件は、BTO方式を採用されかつ事業者に支払う建物代金は割賦金とするという記述がありますが； 建設工事期間におけるペナルティーは具体的にどのようなお考えでしょうか。 維持管理 運営期間におけるペナルティーの対象に割賦金は含まれないと理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>建設工事期間中のペナルティーの内容は事業契約書で定められます。維持管理 運営期間におけるペナルティーの対象に割賦金は含まれません。</p>
101	<p>1 (3)当該建設地のボーリングデータは一次募集要項発表時に公表されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>当該建設地の造成工事用のボーリングデータ等を一次募集要項発表時に公表いたします。</p>
102	<p>現場説明はおこなわれるのでしょうか。現地の調査は可能でしょうか。</p>	<p>一次審査の募集要項の説明会の日に現地説明を予定しております。</p>
103	<p>本事業着手時の敷地の状況について、ご提示願います(敷地内の整地状況、周辺道路の整備状況、および埋設インフラの状況など)。</p>	<p>一次募集要項で公表予定です。</p>
104	<p>実施方針P-6 IV.公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項 1.総合体育館 Q 敷地面積において、敷地面積約42,000m² (総合体育館敷地及び駐車場用地として利用可能な部分は約27,000m²)とありますが、体育館及び駐車場敷地以外の約15,000m²については、本事業において何らかの計画が必要となるのでしょうか。また、事業期間中の当該敷地の維持管理は本事業に含むのでしょうか。</p>	<p>体育館及び駐車場敷地以外の約15,000m²は調整池、外周緑地、敷地内通路です。本事業において何らかの計画が必要となる内容及び範囲は一次募集要項で開示いたします。</p>
105	<p>インターネット、加古川市のホームページにおいて、敷地利用計画図が掲載されておりますが、敷地東側のアクセス道路と思われる部分(紫に着色部分)の整備も本事業に含まれるのでしょうか。また他に敷地外で、本事業に含まれる事項がありましたらご提示願います。</p>	<p>本事業において敷地外で何らかの計画等が必要となる内容及び範囲は一次募集要項で公表いたします。</p>
106	<p>別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」で用地造成リスクは市が負担する事になっておりますが、用地造成工事 擁壁工事は本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>事業に含まれる範囲は一次募集要項で公表します。</p>
107	<p>実施方針 p6 .敷地について 本敷地は加古川市の行政財産でしょうか、普通財産でしょうか。 対象敷地内において、民間事業者自らが営利を目的とした業務を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>行政財産です。建物を建設して実施する事は困難です。</p>
108	<p>敷地面積(約42,000m²)のうち総合体育館敷地及び駐車場用地として可能な部分は、約2,7000m²とありますが、敷地の西側調整池は、駐車場用地と考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>敷地の西側調整池は、駐車場用地となります。</p>
109	<p>P. 6 2.運動公園(1)施設の概要」について(財)日本陸上競技連盟 1種公認陸上競技場であることで、民間事業者が使用する際に何らかの規制 制限等はあるのでしょうか？</p>	<p>(財)日本陸上競技連盟 1種公認陸上競技場であることで、民間事業者が使用する際の規制 制限等はありませんが、使用規則上の制限事項はあります。</p>
110	<p>実施方針 p8 .裁判手続について 所轄裁判所はどこを想定されているのでしょうか。</p>	<p>所轄裁判所は神戸地方裁判所姫路支部となります。</p>
111	<p>- 1 - (1) (2) 事業契約の解約 サービス内容の不備や事業者の倒産等による事業契約の解約の際には、割賦金の支払いも中断されるのでしょうか。もし中断されるのであれば、残債についてはどう処理されるのでしょうか。</p>	<p>市に対する損害賠償を履行するもとの、割賦金の支払いをすることを想定しております。</p>

112	サービス内容等の不足による事業契約の解約に関して、PFI事業者が提供するサービスが事業契約に規定する市の要求する基準を下回る場合、市は事業契約を解約することができる、と記載されておりますが、一部の基準を満たさない為に、全部の事業を解約してしまうのはリスクが大きいと思われる。例えば市から支払われる費用を段階的に減額する、等の方法を事業契約に規定することは可能でしょうか。	1次募集要項で契約書案を公表します。
113	「.事業の継続が困難となった場合…に関する事項」の1.(1)について、「その他事業契約の定めによる場合、」となっておりますので、事業契約の案が、募集要項とともに公表されると理解してよろしいのでしょうか？	1次募集要項で契約書案を公表します。
114	1-(3)損害賠償 PFI事業者の債務不履行、倒産時における、市への損害賠償に関し、具体的な範囲・内容をご教示ください	1次募集要項で契約書案を公表します。
115	「.公共施設等の立地…に関する事項」の1.(3)「都市計画法上の指定」について、「公の施設は建設可能」となっていますが、PFI事業者にとって当該指定によって制限されることはまったくないと理解してよろしいのでしょうか？	公の施設の建設が可能であり、それ以外のものの建設は制限されます。
116	実施方針 p8.事業契約解除の場合の損害賠償の措置について PFI事業者または貴市の債務不履行による事業契約の解約、および当事者の責めに帰すことの出来ない事由による事業契約の解約それぞれの場合において、建物代金(割賦金)は貴市より事業者に全額支払われ、それ以外の損害をそれぞれが賠償するという意味で理解して宜しいでしょうか。	そうご理解下さい。
117	- 4 .に、金融機関と市の協議に関する記載がありますが、現時点で当該事業に対し、融資を検討する、若しくは前向きな対応を表明している金融機関はあるのでしょうか。現在、協議をされている金融機関があれば、ご指示下さい。	現在、協議中の金融機関はありません。
118	「.事業の継続が困難となった場合…に関する事項」の5.「その他」について、「事業契約で規定するものとする。」となっておりますので、事業契約の案が、募集要項とともに公表されると理解してよろしいのでしょうか？	募集要項で契約書案を公表します。
119	1議会の議決 本実施方針からは、事業協定締結のための議会承認が02年11月と読み取れますが、入札から事業協定締結までの期間を極力短縮して、その間の金利変動リスクを最小化するという観点から、議会承認の時期を早めていただける可能性はありませぬでしょうか。	議会承認の時期を早めることは困難です。
120	実施方針 p7.運動公園施設概要について メインスタンド1階部分の記述に「審判控室、記録室、放送室、医務室、ドーピング検査室」、2階部分の記述に「インフォメーション案内所、売店」、および3階部分の記述に「調整室、写真判定室」などありますが、PFI事業者の業務範囲に、審判、記録、放送、医務業務、ドーピング検査業務、インフォメーション業務、売店業務、調整業務、写真判定業務が含まれるという意味なのでしょうか。	運動公園についてPFI事業者の業務範囲に、審判、記録、放送、医務業務、ドーピング検査業務、インフォメーション業務、調整業務、写真判定業務は含まれません。
121	「運動公園の維持管理及び運営に係わる条件(概要)」について 営業日数は、募集要項において明確に指定されると理解して宜しいのでしょうか。 施設提供業務の範囲」における「利用者補助」とは、具体的に何を示すのか是非ともご教授お願いします。	営業日数に関する要求水準を公表予定です。 利用者のための用具の準備、後かたづけの指示、指導等をさします。
122	実施方針添付 P2 1維持管理に関する条件について 施設運営に伴い必要となる名義供出および申請は、PFI事業者の負担という理解で宜しいのでしょうか。	施設運営に伴い必要となる名義供出および申請は、PFI事業者の負担とする予定です。

123	実施方針添付 P2 1維持管理に関する条件について 保険の付保については、総合体育館および運動公園の施設に係る火災保険及び施設賠償責任保険は、市のご負担、運営に関して必要となる賠償責任保険等はPFI事業者の負担という理解で宜しいでしょうか。	運営に関する要求水準で公表予定です。
124	実施方針添付 P2 1維持管理に関する条件について 総合体育館の施設利用料(備品利用料も含む)や利用時間等については、PFI事業者からの提案に基づいて決定されるのでしょうか。それとも市によって決定されるのでしょうか。もし、市によって決定される場合、当該料金の決定はいつの時点で公表されるのでしょうか。	総合体育館の施設利用料(備品利用料も含む)は市が条例により決定します。(平成17年3月予定)
125	実施方針 全般について 実施方針書には、火災保険および地震保険等に関する記述がありません。本件はBTO方式を採用されるとなっておりますが、かような保険は全て施設所有者である市側にて付保されるものと理解して宜しいのでしょうか。また、既存の運動公園にある施設等においても同様と理解して宜しいのでしょうか。	運営に関する要求水準で公表予定です。
126	実施方針 全般について 市にて火災保険等に加入するという前提でお尋ねします。保険対象施設が、火災の被害にあった場合、損害賠償は一義的に市が加入している保険が有効となり、不足する部分につき帰責事由の存する者が賠償しなければならないと理解して宜しいのでしょうか。いずれにしても、募集要項の段階では火災および地震保険の取扱いに関し詳細な条件設定を明示して頂きたいをお願いします。	運営に関する要求水準で公表予定です。
127	別紙「総合体育館の維持管理・運営に係る条件(概要)」2-(1) 年間営業日数350日程度は運営計画により削減可能でしょうか。	営業日数に関する要求水準を公表予定です。
128	総合体育館の維持管理・運営に係る条件(概要)の内、施設提供業務の範囲に対して、「利用者補助」と記載されておりますが、「利用者補助」とは具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。	利用者のための用具の準備、後かたづけの指示、指導等をさします。
129	スポーツ教室は、従来どのような種類を想定しておられますか。また、民間の発意により、テニスコート等を設けてテニススクール等を開設することは可能でしょうか。	スポーツ教室については現在の状況等を一次募集要項で公表予定です。独立採算で行う場合は可能と考えます。
130	スポーツ教室については、市よりの業務委託方式が100%と考えて宜しいでしょうか。或いは一部民間による独立採算事業として考えるのでしょうか。	原則市からの委託ですが、活性化策として行う場合は独立採算となります。
131	総合体育館の維持管理・運営にかかる条件(概要)について2.(2)利用者補助とは具体的に何を指すのでしょうか。	利用者のための用具の準備、後かたづけの指示、指導等をさします。
132	運動公園の利用者向けのパンフレットは既に作成されていますが、総合体育館のパンフレット作成費用については、市のご負担となるのか或いはPFI事業者の負担となるのかご指示下さい。 またPFI事業者の負担となる場合、パンフレットの品質に一定の水準(カラー印刷等)の要件)は設けられますか。	総合体育館のパンフレット作成費用については、PFI事業者の負担となります。また、仕様については要求水準で公表いたします。
133	総合体育館の維持管理・運営にかかる条件(概要)について1.(1)営業時間は決まっているのでしょうか。	一次募集要項で公表予定です。
134	総合体育館の維持管理及び運営条件(概要)について 営業日数は、募集要項において明確に指定されると理解して宜しいのでしょうか。 施設提供業務の範囲における「利用者補助」とは、具体的に何を示すのか是非ともご教授をお願いします。	営業日数に関する要求水準を公表予定です。 利用者のための用具の準備、後かたづけの指示、指導等をさします。

135	駐車場は、自走式 2段駐車とすることが可能でしょうか。	駐車場は平面式を想定しております。
136	別紙「総合体育館の整備に係る条件(概要)」 (1) 各競技とは具体的にどのような種目を指すのでしょうか。	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、 ハンドボール、卓球等を指します。
137	別紙「総合体育館の整備に係る条件(概要)」 施設の竣工式は市主催で行われると考えてよろしいでしょうか。	施設の竣工式は市主催で行います。
138	別紙「総合体育館の整備に関する条件(概要)」 設計・ 施工監理は通常の公共工事と異なり PFI事業者の自主監 理と考えてよろしいでしょうか。	原則PFI事業者の自主監理ですが、公共側で設 計・施工の状況を監視します。
139	(1)アリーナに関する条件：“バスケットボールが3面同時に 可能なメインアリーナ”とありますが、3面同時は練習等であ り、試合については同時使用を考えなくてよろしいでしょ うか。	バスケットボールは練習試合が3面同時に行え る規模とご理解下さい。
140	(1)アリーナに関する条件 想定される国際競技とはどのよ うなものをお考えでしょうか。	現状、バレーボール、バスケットボール、バドミ ントン、ハンドボール、卓球等の公式試合を想定し ております。
141	隣接する運動公園に駐車場 300台がありますが、総合体育 館にも駐車台数 300台以上も必要なのでしょうか？	必要です。
142	実施方針 全般について 既存の運動公園施設において各種業務を民間へアウトソー スされている実績がすでにあるようでしたら、その業務内容 およびアウトソース先企業名を本質疑回答書において是非 ともご開示願いたくいたします。	各施設へ直接お問い合わせ下さい。
143	事業契約を締結するにあたって、応募企業は、契約保証金 を差し入れたり、履行保証が必要がありますか。ある場合 は、その金額はどの程度でしょうか。	工事部分に係る契約保証金を工事期間中にわ たり差し入れることとし、運営期間中の契約保証 金の差し入れは求めない方向で検討中です。大 会運営等で別途委託する事業に関しては契約 保証金の差し入れを求めることとなります。
144	実施方針 全般について 入札保証金または契約保証金等に関する記述がありません が、本件ではこれらの取扱いをどのようにされるお考えで しょうか？過去の事例において、既存制度の枠内における 実施という名目上、過度な保証金が要求されたケースがあ りますが、既存制度の枠に端的にとられることなく、応募 者への過度な要求を避けるような措置が取られることを希 望いたします。	工事部分に係る契約保証金を工事期間中にわ たり差し入れることとし、運営期間中の契約保証 金の差し入れは求めない方向で検討中です。大 会運営等で別途委託する事業に関しては契約 保証金の差し入れを求めることとなります。
145	総合体育館および運動公園の供用開始後、市の職員の方 が現地に常駐される予定はあるのでしょうか。もし、あるの であれば、事務用品、電話やFAXの使用料積算等の必要性 もありますので、人数や勤務時間等をご提示下さい。	現在のところ、市の職員が現地に常駐する予定 はありません。
146	建設・運営・管理業務において、地元業者への一部発注は どの程度考慮すれば宜しいでしょうか。	特に基準を設ける予定はありません。
147	運動公園の駐車場についても維持管理業務に含まれてい ると思いますが、駐車料金を徴収するような提案は可能で しょうか。	駐車料金を徴収する事は不可とします。
148	実施方針に添付されている位置図だけでは、設計作業が不 可能です。正式な敷地測量図(平面、断面)の提示をお願い 致します。	一次募集要項で公表予定

149	公表された「体育館位置図」に、体育館の位置が示されておりますが、事業者が提案する際には、体育館の位置は、この図に示された位置を基本として配置を考えなければならないのでしょうか？	図の位置を基本とする必要はありません。ただし、取り付け道路、調整地の位置変更は困難です。
150	近年は「するスポーツ」から「する、みる、ささえるスポーツ」へと変化していると掲げていますが「ささえるスポーツ」というのは、どのようなものをイメージしているのでしょうか？	本事業においては「ささえるスポーツ」とは市民のボランティア活動によってスポーツの振興をささえることとご理解ください。
151	市は竣工後、総合体育館をPF事業者から買い取り、その後は対象施設の所有・管理者としての責任を負う」とありますが、建物維持管理リスクは市の負担と考えてよろしいのでしょうか。	SPCへの維持管理運営の委託に伴う民間へのリスク移転を想定しています。
152	運営段階における事故・災害等による建物施設、設備・装置の損傷は、施設の所有・管理者である市の負担になるのでしょうか？又、その際の第三者に対する損害は、市の責任によるものなのでしょうか？	SPCへの維持管理運営の委託に伴う民間へのリスク移転を想定しています。
153	リスク分担表 その他 入館者の制限リスクの考え方を示してください。（入館制限の設定方法、入館制限を無視した入館者に関するトラブル等）	関連法規を遵守することを想定しております。
154	「リスク分担に関する基本的な考え方」において、契約締結に要する期間が、市側の責めにより延長したことで、供用開始に間に合わないリスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか。	そのような状況が起こった場合には市のリスク負担と考えますが、市のみでの責任による交渉期間の延長は非常に稀と思われます。
155	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」 運営／瑕疵担保リスク 運営段階における隠れたる瑕疵について、民間事業者にてリスク負担することですが、具体的にはどのような事象を想定しておられるのでしょうか。若しくは、設計・建設に関する隠れたる瑕疵についての記述であると理解してよろしいでしょうか。	基本的には、設計・建設に関する隠れたる瑕疵を想定しております。
156	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」 瑕疵担保リスクは事業者の負担となっておりますが、担保される期間は民法上の5年、10年と考えてよろしいでしょうか。	一次募集要項で公表いたします。
157	リスク分担表 瑕疵担保リスクについて 本項で記述されている「隠れたる瑕疵」の具体的な意味をご教授ください。また、新築施設の瑕疵は、引渡後何年目までと理解するのか御教授ください。	一次募集要項で公表いたします。
158	実施方針 P11 リスク分担に関する基本的な考え方について 将来隣接市において、新たに強力な競合先が出現し減収になった場合のリスクは、市のご負担と理解して宜しいでしょうか。	隣接市の競合施設出現リスクについてはPF事業者のリスク負担となります。
159	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」 建設／許認可取得リスク 許認可取得に関しては、手続き等において、市の一定の御協力が不可欠であると考えます。	許認可取得に関しては、手続き等において市は一定の協力をいたします

160	建設に係わる許認可の取得リスクは、全てが事業者になっておりますが、申請要件が整っているにも拘わらず行政側の手続き等の遅れで遅延した場合も、事業者側のリスクとなるのでしょうか。	原則事業者側のリスク負担となります。
161	リスク分担表 建設 許認可取得リスク 事業者の必要となる、許認可を具体的に御教授ください。 また、貴市にて取得する許認可も併せてお示しください。	市が取得する許認可については募集要項で公表いたします。
162	リスク分担表 その他 下水道の整備リスクは、貴市と民間のどちらになるとお考え でしょうか。	下水道は施設開業時までには供用開始が予定されています。
163	リスク分担表 建設段階のリスク分担について 用地造成リスク以外の全ての項目に関し事業者側のみに が付されていますが、これは「帰責事由が市あるいは第三 者にある場合」「不可抗力の場合」は該当しないものど理解 して宜しいでしょうか。	そうご理解下さい。
164	リスク分担表の「コスト・オーバーランリスク」について、市の 指示による超過コストについては、市の負担と考えられます がいかがでしょうか？。	市の指示の場合は市の負担となります。
165	リスク分担表の「資金調達リスク」では、すべて事業者がそ のリスクを負担することになっていますが、資金調達が不調 となる原因によっては事業者が負担するのが合理的ではな いケースがあると考えられますが、いかがでしょうか？	資金調達リスクについては原則、民間事業者の リスクと考えております。
166	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」 運営 / 施設維持管理コスト上昇リスク 「金利変動、物価上昇以外の理由による原料、資材の増 大、価格の上昇、人件費の増加等により施設の維持管理コ ストが上昇する場合」とは具体的にどのような場合を想定し ておられるのでしょうか。例えば、市の要求水準変更等によ る資材の増大、人件費の増加等に関しては、市にてコストを 負担して頂くべきであると考えます。	人件費、資材等に関する当初の見積もりが少な すぎた場合等が考えられます。市の要求水準変 更等による資材の増大、人件費の増加等に関し ては、市にてコストを負担します。
167	リスク分担表の「施設維持管理コスト上昇リスク」について、 市の責めによる事業内容、用途の変更等による維持管理コ ストの増大については、市の負担と考えられますがいかが でしょうか？	市の責めによる事業内容、用途の変更等による 維持管理コストの増大については、市の負担と 考えます。
168	運営施設維持管理コスト上昇リスクについて、「物価上昇」 には、人件費等も含めた物価上昇と理解しますが、それ以 外の理由の中で例えば「価格の上昇、人件費の増加等」と は、具体的にどのようなことでしょうか。	人件費、資材等に関する当初の見積もりが少な すぎた場合等が考えられます。
169	物価上昇・金利変動以外の理由によるコストアップは事業者 側のリスクとなっておりますが、人件費の上昇（健康保険や 厚生年金等の制度変更によるアップ、定期昇給等）は将来 予想として発生する可能性が大きいと思われま。業務受 託費を算出する場合、この人件費のアップ率は各事業者に おいて任意設定で宜しいでしょうか	業務受託費をご提案いただく場合、この人件費 のアップ率は各事業者において任意設定してい ただいて結構ですが、契約締結時には具体的な 変動方法を定めます。
170	実施方針 P11 リスク分担に関する基本的な考え方について 運営「施設維持管理コスト上昇リスク」のリスクの内容の部分に、「 資材」という言葉がありますが、当該言葉の定義としては総 合体育館および運動公園において使用する、各種球技用備 品や事務用備品および消耗品という理解で宜しいでしょ うか。	そうご理解下さい。

171	実施方針 P11 リスク分担に関する基本的な考え方について各種競技用備品の初期調達並びに更新費用は全てPFI事業者の負担となるのでしょうか。もし、なるのであれば、運動公園において既に設置されている各種競技用備品の数量、購入時期、種類等必要情報をご提示下さい。	各種競技用備品の調達はPFI事業者の負担とする方向で検討しております。既に運動公園に設置されている機器等の更新も事業の対象です。既に運動公園に設置されている機器等の内容については情報を公開いたします。
172	実施方針 P11 リスク分担に関する基本的な考え方について運動公園のトレーニング室に設置されたジム機器の更新費用もPFI事業者の負担ということになるのでしょうか。また、なるのであればジム機器の種類、購入時期、数量等必要情報をお知らせ下さい。	各種競技用備品の調達はPFI事業者の負担とする方向で検討しております。既に運動公園に設置されている機器等の更新も事業の対象です。既に運動公園に設置されている機器等の内容については情報を公開いたします。
173	実施方針 P11 リスク分担に関する基本的な考え方について施設維持管理コスト上昇リスクはPFI事業者の負担とありますが、運動公園の維持管理コスト算出のための完成図面の閲覧や、現地見学等は可能でしょうか。	一次募集要項の説明会において完成図面の頒布および現地見学等を予定しています。
174	リスク分担表 運営コストリスクについて募集段階では想定できない施設利用ニーズの増大が起こった場合、特別運営コストの増加は別途協議の上要求できるものと理解して宜しいのでしょうか。	協議に応じる可能性はあります。
175	リスク分担表の「地元調整リスク」は、「工事の実施にともなう地元の反対、苦情の発生により事業の実施に不都合が生じた場合」は事業者の負担とされていますが、体育館を建設することに対して「市の財政悪化」等を理由とする反対運動に対するリスクも事業者が負うという意味でしょうか。工事の施工にともなう騒音振動等第三者損害に対する被害者への賠償等のリスクを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	工事の施工にともなう騒音振動等第三者損害に対する被害者への賠償等のリスクを指しているとの理解下さい。
176	実施方針P-11別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」において、計画への反対によるリスクの主負担者は市、建設段階における地元調整リスクは事業者が主負担者となっております。例えば、工事車両の通行経路の設定に伴って発生する近隣折衝業務については、計画への反対リスクに含まれるのでしょうか、または建設工事に係わる地元調整リスクに含まれるのでしょうか。また、運行経路の指定はあるのでしょうか。	工事車両の通行経路の設定に伴って発生する近隣折衝業務については、建設工事に係わる地元調整リスクに含まれます。
177	事業計画に対して、近隣住民の反対により建設工事の着工が遅延した場合、供用開始時期を変更することは可能でしょうか。	遅延の状況によりですが、出来る限り供用開始時期は変更いたしません。
178	総合体育館、運動公園で提供される市民へのスポーツ教室などでのいわゆる集客リスクをPF事業者は負わないと考えてよろしいでしょうか。	市の委託によりPFI事業者が総合体育館、運動公園で提供する市民へのスポーツ教室などについては、PFI事業者が集客リスクを負うことはありません。なお、PFI事業者が活性策として提案して行うイベント、スポーツ教室等についてはPFI事業者が集客リスクを負うことになります。
179	P.11 「リスク分担に関する考え方」について消費税率の変更についてのリスクは、市または事業者のどちらが負担するのでしょうか？	市の負担となります。
180	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」事業実施中における制度変更リスク負担に事業者が「リスク負担の従たる負担者」と規定されていますが、具体的な事例を御教示ください。	契約書案に記載いたします。

181	リスク分担表の「事業実施中における制度変更」は、事業者にも が付いておりますが、従たる負担の内容をご教示ください。	契約書案に記載いたします。
182	リスク分担表の「設計の不備リスク」について、市の提示条件、指示の不備 変更によるものは、市の負担と考えられますが、いかがでしょうか？。	市の提示条件、指示の不備 変更によるものは、市の負担と考えています。
183	実施方針 別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」 測量調査の不備」のリスクに関して、市調査分とそれ以外でリスク分担がなされておりますが、事業者がリスクを負担するそれ以外とは事業者調査分という理解でよろしいでしょうか。事業者のリスク負担分を市調査分以外として、事業者が調査していない部分まで事業者がリスクを負担することは、提示されているリスク分担の基本的考え方にそぐわないものと考えます。また、地中障害物について、市の調査資料より明らかとなっているもの以外は、市がリスクを負担すべきものと考えます	市が調査するもの以外に必要な調査は民間側で調査を行うものと想定しております。
184	リスク分担表 測量調査の不備について 貴市が実施する調査を具体的にお示しください。	1次募集要項で公表いたします。
185	リスク分担表 その他 施設に付随する什器、備品、スポーツ用品等に関する「整備」「保有」「管理」「更新」「再購入」に関するリスク分担の考え方を示してください。保有リスク、更新・再購入リスクまでを民間に負わせるのは過度なリスク移転に該当する事項と考えますが、この点は是非とも貴市のリスク負担として戴きたく思います。	各種競技用備品の調達をPFI事業者の負担とする方向で検討しております。既に運動公園に設置されている機器等の更新も事業の対象です。既に運動公園に設置されている機器等の内容については情報を公開いたします。
186	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」 不可抗力リスク リスク負担に事業者が「リスク負担の従たる負担者」と規定されておりますが、具体的な事例を御教示ください。	契約書案に記載予定です。
187	「リスク分担に関する基本的な考え方」の中で、「不可抗力リスク」のリスク負担について、「市」がリスクの主たる負担者、「事業者」がリスクの従たる負担者となっておりますが、具体的には、どのようなリスク分担を想定されているのでしょうか。	契約書案に記載予定です。
188	リスク分担表 不可抗力リスクについて 事業者側に が付されておりますが、不可抗力リスクに関する官民の損害負担比率など明確に開示されると理解して宜しいでしょうか。	契約書案に記載予定です。
189	リスク分担表 施設維持管理コスト上昇リスクについて 金利変動、物価上昇以外の理由による・・・とありますが、共通項目にある不可抗力が理由の場合は、不可抗力リスクに定められる負担割合が適用されると理解して宜しいのでしょうか。	不可抗力が直接の原因である場合は、不可抗力リスクに定められる負担割合が適用されます。
190	PF 事業者を支払われる維持管理 運営業務受託費については、一定期間毎の物価上昇等による見直しはありますか。	PF 事業者を支払われる維持管理 運営業務受託費については、一定期間毎の物価上昇等による見直しがあります。

191	<p>リスク分担表 用地造成リスクについて 貴市が実施する用地造成の内容およびスケジュールをお示しください。 また、埋設文化財調査は貴市の業務範囲となると理解して宜しいのでしょうか。</p>	<p>市が実施する用地造成の内容およびスケジュールを募集要項で開示いたします。埋設文化財調査は民間事業者の業務範囲となりますが対象地はいわゆる文化財包蔵地ではありません。</p>
192	<p>リスク分担に関する基本的な考え方のなかで、施設維持管理コスト上昇リスクには、施設の活用度増大による維持管理・運営コスト上昇があると考えられるが、このリスクも全て民間事業者の負担となるのでしょうか。</p>	<p>活用提案に係るものは民間リスクとなります。通常の利用率の向上に対しては委託費の上乗せを検討しています。</p>

実施方針に関する意見に対する回答

	質問	回答
1	実施方針P2 大規模修繕の市からの支払については、大規模修繕の総額を事業期間中均等に支払うのではなく、実施の都度、当該金額を支払うようお願いしたい。	ご意見として承りました。
2	事業開始時期について 事業開始時期は、民間事業者の資金調達の「融資契約」上非常に大きな意味があります。PFI事業者に加古川市からのサービス料支払いが起算される日が明確にされていることが、融資契約上要求されるからです。従いまして、供用開始というよりも、より現実的に言えば「民間事業者の受託業務開始日」となりますが、その供用開始日までに必要な手順・手続が、予め詳細に設定され、予定通りに遂行されることが重要なこととは言ってもありませんが、本件はBTO方式を採用されるため施設の所有手続もその中に加わりますので、BOT方式の場合以上に慎重に必要期間を設定した上で、供用開始日の設定を行っていただきたくお願いいたします。 本件は、一般競争入札方式でなく公募型プロポーザル方式となりますため、いわゆる契約書案が先にありきの形態とはならず優先交渉者が決定した後の加古川市との協議が重要な位置付けになることは言うまでもありませんが、一方で供用開始が平成17年4月とだけ定められたままでかような重要な協議がなされなければならないというのは、いたずらに協議を困難化することになりはしないでしょうか。実施方針に記されている「平成17年4月」はあくまでも目標であり本件事業推進の絶対条件としての位置付けになさらないとご勘案いただけよう期待いたします。	ご意見として承りました。
3	P.4(1)「応募及び選定の日程」について他のPF案件では、二次提案の段階で、一次提案の内容の変更が基本的に認められないケースが多い。よって、事実上一次提案時まで、かなり具体的かつ詳細な検討を要する。以上のことから、本件についても一次募集要綱から一次審査受付までの時間がかかなり短いと懸念される。民間事業者側の創意工夫を十分に引き出すためにも、もう少し余裕のある日程をご検討いただきたい。	ご意見として承りました。
4	本事業に関する提案内容は1次提案の方が、2次提案に比べ、かなりウェイトが大きいと思われます。ところが、提案内容の検討可能時間は、1次提案の時間が非常に少なく、2次提案の時間が多いうように設定されています。全体の、スケジュールを伸ばす事は、現実的ではないと思われませんが、1次募集要項の発表を早めるまたは、1次審査の受付を遅らせ、2次募集期間を圧縮する等の方法により、もう少し1次提案の内容検討時間を多く取るようにスケジュールを若干変更しては如何でしょうか。	ご意見として承りました。
5	p.4「応募者の応募資格」について「建設企業(複数の場合はいずれも)、～経営事項審査点数(建築)1,500点以上」とありますが、この要件では県内中小建設業者の参画が結果的に排除されてしまうことになります。資格要件を今一步、緩和頂けるか、あるいは、複数の場合は主たる企業を1,500点以上とし、その他の企業については、地元企業にも門戸が開かれるような資格要件となるようご配慮をいただけないでしょうか？	ご意見として承りました。

6	建設企業の応募資格で経営事項審査点数(建築)1,500点以上と云うのは、他のPF案件に比べて高いのではないのでしょうか？	ご意見として承りました。
7	P4の「(3)応募者の応募資格の2)で建設企業(複数の場合は、いずれも)は経営事項審査点数(建築)1,500点以上」となっていますが、建設企業は複数企業が参加する場合は、一般競争入札の際の応募条件でよく用いられている様に代表会社のみ1,500点以上とし、多くの企業に参加の機会を増やす事をご考慮頂きたい。	ご意見として承りました。
8	地盤の地質状況が不明では、リスク回避のため、建設費の見積が安全側になり、全体として割高な提案金額になると思います。募集要項の発表までに、地質調査を実施され、結果を公表されては如何でしょうか。	ご意見として承りました。
9	ファイナンスについては、加古川市とPFI事業者の双方にとって受け入れできる各種条件設定のもとで、円滑な事業運営が実施されたうえに成り立つものと考えます。ついては、より早い段階から金融機関と協議することにより、リスクの分担方法やそれが顕在化した場合の対処方法、また想定できなかったリスクが顕在化した場合の対応など、出来る限り詳細な条件設定を行うことが、双方のリスクの軽減に有効であり、結果として円滑な事業の運営と金融機関にとっても受け入れやすいファイナンススキームの構築に繋がるものと考えます。	ご意見として承りました。
10	応募にかかる費用ができるだけ少なくなるよう考慮いただきたい。	ご意見として承りました。
11	実施方針 別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」金利変動リスクはリスク分担に関してルールを設定するとありますが、20年の資金調達にあたり、基準金利の見直し等事業者が対応可能なものとなるようお願いいたします。	ご意見として承りました。
12	別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」運営/金利変動リスク 金利変動リスクの負担について、ルールを設けるとのことでありますが、下記2点が反映されることを希望します。入札時には、想定固定金利を用いて事業の入札価格を算出いたしますが、入札から、事業協定の締結までの期間が比較的に長い間、この間の金利変動リスクの負担方法に関し、市と事業者の間で、協議の機会が確保されること。20年間の事業期間中、5年乃至10年といった一定の期間ごとに、金利の見直しが可能であること。20年間に亘る長期の金利負担を事業者のリスクとすることは、事業計画に織り込む借入コストを上昇させる事となり、結果的に市から事業者に支払われる費用(市の財政負担)を増大させる恐れがあります。	ご意見として承りました。

13	<p>リスク分担表 金利変動リスクについて</p> <p>本件は事業期間が20年となっており、金利を固定するには非常に厳しい年数であると思います。他の事業事例でも同様の措置が取られているように、本件におきましても5年あるいは10年毎の基準金利の見直し措置が取られますことを希望いたします。本件の実施方針p5.における「基本的考え方」に記述されているように、リスク移転の考え方は「どれだけリスクを移転できるか」に基準があるのではなく「どれだけ最適なリスク分担ができるか」にあると考えます。資金調達リスクはあくまでも民間が負うことがPF事業における原則であることは言うまでもありませんが、あまりに超長期の固定金利を負担させることは、民間への過度なリスク移転に他なりません。是非ともご勘案いただけるようお願いいたします。</p>	ご意見として承りました。
14	<p>別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」共通/計画への反対</p> <p>市がリスク負担を行う具体的事例として、「建設計画への反対等により計画が遅延または変更された場合」とありますが、同反対と関連して訴訟を受けた場合の費用負担についても市の御負担として明記頂くべきであると考えます。</p>	ご意見として承りました。
15	<p>別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」建設/コスト・オーバーランリスク</p> <p>リスク負担者が事業者のみとなっておりますが、市の基礎調査に起因して発生した追加コスト等に関しては事業者の責に依らないものと考えます。また、市からの御要請により発生する追加コストは市にて負担頂くべきであると考えます。</p>	ご意見として承りました。
16	<p>別紙「リスクに関する基本的な考え方」建設/地元調整リスク</p> <p>リスク負担者が事業者のみとなっておりますが、通常の工事において発生するレベルの振動・騒音等への対応も含め市の一定の御協力が不可欠であると考えます。</p>	ご意見として承りました。
17	<p>実施方針P-11別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」において、建設段階のリスク分担で地元調整リスクは事業者の負担となっております。</p> <p>内容によっては地元調整リスクは事業者が主たる負担者、市が従たる負担者となるほうが、事業が円滑に進められると考えますがいかがでしょうか。</p>	ご意見として承りました。
18	<p>P.11「リスク分担に関する考え方」についてPF事業に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更リスクについては、貴市の方でご負担いただく必要があると考えます。</p>	ご意見として承りました。
19	<p>別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」運営/事業実施中における制度変更</p> <p>制度変更リスクに関しては、運営期間中のみならず、設計・建設段階におきましても、市側のリスク負担を考慮頂くべきであると考えます。</p>	ご意見として承りました。
20	<p>実施方針 別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」</p> <p>市は竣工後、施設を買い取り、施設の所有・管理者としての責任を負うとされていることから、「不可抗力リスク」は、建設期間中と運営期間中に分けて、運営期間中の不可抗力リスクは、原則市が負担すべきものと考えます。運営期間中の不可抗力による施設の損傷等については、事業者がリスクを負担することは困難です。</p>	ご意見として承りました。

21	<p>実施方針 別紙「リスク分担に関する基本的な考え方」物価上昇リスク」について、維持管理コストの上昇のうち市場価格の変動によるもの（インフレーション）をルールを設定して事業者にも負担させるとのことですが、将来にわたる物価上昇リスクを事業者が負担することは困難です。物価上昇に関しては、物価指数を用いてその変動率により毎年の維持管理費が決定される仕組みとなるようにしていただきたい。</p>	ご意見として承りました。
22	<p>別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」運営 / 物価変動リスク 運営期間中の物価上昇リスク負担に関するルール設定に加え、設計・建設段階においても、原料・資材等の市場価格の高騰等を考慮し、リスク負担に関するルールを設定頂くべきであると考えます</p>	ご意見として承りました。
23	<p>リスク分担表 物価上昇リスクについて 20年という維持管理・運営期間を考えますと、その間の物価上昇リスクを全て民間に負わせるという考え方は、リスク移転の基本的考え方にある「最適なリスク分担」にはならず、民間への過度なリスク移転となってしまいます。金利変動リスク同様、この物価上昇リスクにおいても、過去のPFI事業の事例にあるように、十分に加味された条件設定とされるようお願いいたします。</p>	ご意見として承りました。
24	<p>別紙「リスク負担に関する基本的な考え方」建設 / 用地造成リスク 用地造成に関し、造成の遅れ以外にも、造成の不備（地盤沈下等）に起因するリスクは市に負担頂くべきであると考えます。</p>	ご意見として承りました。